

香取市地域公共交通協議会 (第 46 回協議会資料)

目 次

議題 1 自家用有償旅客運送（福祉有償）の更新登録について

議題 1 自家用有償旅客運送（福祉有償）の更新登録について

自家用有償旅客運送（福祉有償運送）を行う運送者は、当該地域を所管する運輸支局等へ、道路運送法に基づく登録が必要となる。

また、新規登録及び更新登録にあたっては、「地域における関係者の合意」が必要であり、香取市では香取市地域公共交通協議会が協議の場となっている。

登録にあたっては、地域における関係者で合意を得たうえで、協議を行った会議体で発行する「協議が調ったことを証する書類」が必要となる。

自家用有償旅客運送（福祉有償運送）は登録の有効期間は2年（重大事故を引き起こしていない等の一定要件を満たす場合の更新登録の有効期間は3年）となっており、今回現在登録を受けてる「特定非営利活動法人サポートセンター一花千」の登録有効期間が満了するため、更新登録について協議する。

1) 対象運送者

特定非営利活動法人サポートセンター一花千（香取市北一丁目11番地18）

2) 現在の登録有効期間

令和4年6月3日

3) 更新登録の内容

次ページ以降のとおり。

4) 協議事項

運送者の事業内容等について確認し、本資料の最終ページにある「地域公共交通協議会において協議が調ったことを証する書類」を作成し、運送者へ発行したい。

※資料の「個人情報が含まれる部分」については、マスキングしてあります。